

杉田ゴルフ場

月極ロッカー利用規約

(月極ロッカー)

第1条 本規約により定める月極ロッカーは、杉田ゴルフ場（以下「当ゴルフ場」といいます）の会員・スクール生・企業契約専用ロッカーとします。

2 月極ロッカーの利用を希望する当ゴルフ場の会員・スクール生・企業契約利用者(以下「利用者」といいます)は、当ゴルフ場所定の月極ロッカー申込手続きをするものとし、当ゴルフ場がその申込みに対して承諾することにより、月極ロッカーの利用契約（以下「利用契約」といいます）は、利用者との間で成立するものとし、

3 月極ロッカーの利用料金等については、本規約別紙に定めるとおりとします。

4 利用者が当ゴルフ場を休会しても、利用契約はそのまま存続し、利用者は、本規約に定める利用料金等を支払うものとし、

5 利用者は、月極ロッカーの現状を変更し、または利用契約に基づく権利を譲渡・貸与することはできません。

(利用料)

第2条 利用者は、月極ロッカー申込手続き時に本規約別紙に定める月極ロッカー利用料（以下「利用料」といいます）を当ゴルフ場所定の方法で納入するものとし、なお、当ゴルフ場は、一度納入された利用料を返還いたしません。

(契約期間)

第3条 利用契約の有効期限は、第1条第2項に定める利用契約の成立日（以下「成立日」といいます）から利用者が契約された期間までとします。

(利用料の支払い)

第4条 利用者は、利用料を次項に定める方法により有効期限内に当ゴルフ場へ支払うものとし、

2 利用者は、自己が所持している「杉田ゴルフ場 IC カード」（以下「IC カード」といいます）に利用料をチャージした後、フロントにて支払うものとし、現金やクレジットカードでの支払いはできません。

(解約手続き)

第5条 利用者は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、利用者本人が当ゴルフ場に直接来場し、所定の手続きをとるものとし、利用契約は、当該手続きの完了した時をもって、解約されるものとし、

万が一、利用者が入院・死去等で来場できない確たる理由がある場合は、代理人が来場され所定の手続きをとり、解約できることとします。ただし、代理人は、自己の身分を証明するものを持参するものとし、当ゴルフ場は、これを複写（コピー）します。

(禁止事項)

第6条 利用者は、月極ロッカーに関して次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 次に掲げる物を月極ロッカーに収納すること。

- ①現金、貴重品（貴金属、高級時計等）またはこれらに類する高価品
 - ②揮発性物質、爆発物等の危険物
 - ③臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物（濡れたままのタオル、衣類等）またはロッカーを汚損・き損するおそれのある物
 - ④法律により所持または携帯を禁じられている物
 - ⑤その他月極ロッカーによる保管に適さないと認められた物
- (2) 月極ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること。
- (3) 第三者の月極ロッカーをその承諾を得ずに開扉すること。
- (4) 月極ロッカーを汚損し、または毀損すること。
- (5) 月極ロッカーを第三者に使用させること。
- (6) 前各号に類する行為を行うことにより第三者のロッカー使用の迷惑となる行為をすること。

(収納できないものを入れた場合の処置)

第7条 当ゴルフ場は、月極ロッカーの収納物品が前条第1号に掲げる物に該当する疑いがあると認めるときには、当該月極ロッカーを開扉することができ、かつ、当ゴルフ場の判断により当該収納物品を保管、廃棄その他設備管理上必要な処置をすることができます。

(利用契約の解除)

第8条 当ゴルフ場は、利用者が次の掲げる事項の一つでも該当した場合には、通知・催告その他の手続きを要せずに、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約、本規約または月極ロッカーにかかる規則等当ゴルフ場の定める規定に違反した場合
- (2) 当ゴルフ場の会員・スクール・企業契約資格を喪失した場合
- (3) 月極ロッカーを当ゴルフ場の利用以外の目的で利用したことが判明した場合
- (4) 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
- (5) その他月極ロッカーの利用に関する当ゴルフ場の指示に従わない場合

(契約終了時の収納物品の処理)

第9条 利用者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了したときには、その終了日までに収納物品を引き取り、月極ロッカーを当ゴルフ場に明け渡すものとします。

2 当ゴルフ場は、利用者が利用契約終了日を過ぎても収納物品を引き取らないときには、当該収納物品を所定の保管場所に移すことができ、また、利用契約終了日から30日間これを保管するものとします。

3 当ゴルフ場は、前項に基づき保管した収納物品が利用契約終了日から60日間経過して

も引き取りのない場合には、利用者が当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを処分することができます。

4 当ゴルフ場は、前2項に基づき保管する収納物品が第6条各号に定めるものであるときには、第7条に基づく処置をすることができます。

(故障時等の処置)

第10条 当ゴルフ場は、月極ロッカーの故障により緊急に点検・整備を要するときその他当ゴルフ場が必要と認めるときには、収納物品を別途保管する等の処置をすることができます。この場合において、利用者は、月極ロッカーを利用することが一定期間できなくなることについて、あらかじめ了承するものとします。

(利用者の損害賠償責任等)

第11条 利用者は、月極ロッカーに次の各号に掲げる事項が生じた場合には、当ゴルフ場にその損害の賠償をしなければなりません。

(1) 利用者の月極ロッカーの利用により、月極ロッカー及び当ゴルフ場の施設又は物品に汚れ、破損、サビ等が発生した場合

(2) その他利用者が利用契約、本規約または月極ロッカーにかかる規則等当ゴルフ場の定める規定に違反して、当ゴルフ場に損害を与えた場合

(当ゴルフ場の免責事項)

第12条 当ゴルフ場は、次の各号に掲げる事由に基づき月極ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

(1) 第6条に基づき収納物品を保管等した場合

(2) 当ゴルフ場の過失に基づかない事由により第三者が月極ロッカーを開扉した場合

(3) 天災事変等の不可抗力による場合

(4) 司法権等の発動により関係官公署から収納物品の押収または証拠品として提出を求められた場合

(5) その他当ゴルフ場の責めに帰さない場合

(専属的合意管轄)

第13条 本規約に関して当ゴルフ場と利用者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項については、当ゴルフ場の会員・スクール・企業契約規約の定め、または当ゴルフ場の指示に従うものとします。なお、当ゴルフ場は、当ゴルフ場施設内の所定の掲示場所への掲示やホームページへの掲載等の方法により利用者に周知するものとします。

(改正)

第15条 当ゴルフ場は、必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は、全ての利用者に及ぶものとします。なお、当ゴルフ場は、本規約を改正・変更したときには、当ゴルフ場施設内の所定の掲示場所への掲示やホームページへの掲載の方法により最新の規約を利用者に周知するものとします。

附則

本規約は、2018年8月1日より発効いたします。

●別紙●

月極ロッカー利用料(税抜き)は次のとおりとします。

(同好会・シニア同好会会員)

6ヶ月・・・8,000円 12ヶ月・・・15,000円

(友の会会員・企業契約会員)

6ヶ月・・・9,000円 12ヶ月・・・17,000円

(ジュニア会員)

6ヶ月・・・6,000円 12ヶ月・・・11,000円

(スクール生)

3ヶ月・・・3,500円 6ヶ月・・・6,000円 12ヶ月・・・11,000円